

物品売買単価契約書

佐賀県東部工業用水道管理事務所（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

- 第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（契約の内容）

第2条 物品名、形状規格、銘柄、契約単価、契約期間及び契約保証金は、別表のとおりとする。

（納入の指示）

第3条 甲は、乙に対して、契約物品について必要の都度、必要な数量の納入を指示するものとする。

（物品の納入場所及び納入期限）

第4条 物品の納入場所及び納入期限は、次のとおりとする。

納入場所 佐賀県東部工業用水道管理事務所

納入期限 即日又は指定日時

（検査）

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、甲に通知し、甲の指示により検査を受けなければならない。

第6条 前条の規定による検査に合格しないものがあつたときは、乙は直ちに交換し、更に検査を受けなければならない。

ただし、このために納期を延長することはできない。

第7条 甲は、第5条及び第6条に規定する検査のほか必要があると認めるときは、納入期限前に随時検査を実施することができる。

（費用負担）

第8条 物品の納入に必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(違約金)

第9条 乙の責に帰する事由により期限内に物品を納入しないときは、甲は、違約金として納期の翌日から完納に至るまでの日数に応じ、未納代金に対して年2.5%の割合を乗じた金額を乙から徴収する。

第10条 乙は、天災または不可抗力その他正当の事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、納期遅延の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。

この場合、甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

(甲の契約解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときはこの契約を解除することができる。

この場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に納入できる見込みがないとき、または契約を履行しなかったとき。
- (2) 納入に関し、不正の行為があったとき。
- (3) その他、この契約に違反したとき。
- (4) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(代金の請求)

第12条 乙は、毎月納入数量の確定後、代金を請求するものとする。

2 前項の金額は、第2条に定めた単価に数量を乗じて得た額に、法令所定の消費税額及び地方消費税額を加算した額（1円未満切捨て）とする。

(代金の支払い)

第13条 代金は、甲が適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(権利義務等の譲渡禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約によって生じる権利義務を他に譲渡し、またはその履行を委任し、もしくは請け負わせ、ならびに担保に供することはできない。

(契約の変更等)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙と協議し、契約を変更し、または解除することができる。

- (1) 経済上の著しい変動により、契約単価が甚だしく不相当であると認めたとき。
- (2) 物品の品質、規格等について使用に適さないと認めたとき。

(その他)

第16条 前各条に定めるもののほか、契約について必要な事項は、佐賀県東部工業用水道財務規程及び佐賀県財務規則に定めるところによる。

第17条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

協議が整わないときは、甲の決定するところによる。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

印

乙 住所

氏名

印